

7 輸 国 第 2711 号

関税割当公表第82号の3

令和7年度の落花生の関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、落花生（煎っていないものその他の加熱による調理をしていないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）＜注1＞の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和7年10月28日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

落花生（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1202.30号、第1202.41号及び第1202.42号に規定するもの）

2 割当数量＜注2＞（括弧内：令和7年度の落花生の関税割当てについて（令和7年4月1日付け6輸国第4679号関税割当公表第82号の2）に基づく割当ての残量）

ア バージニア・タイプ＜注3＞ 1,016.0 トン（うち1,016.0 トン）

イ 非バージニア・タイプ＜注3＞ 31,237.5 トン（うち3,237.5 トン）

3 通関期限 令和8年3月31日

第2 関税割当申請者の資格

令和7年度の落花生の関税割当てについて（令和7年3月11日付け6輸

国第4156号関税割当公表第82号）（以下「手続公表」という。）第2の1の資格による割当てを受けており、令和8年3月31日までに当該割当数量の全量を通関することが確実である者

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

令和7年10月28日（火）から同年11月6日（木）まで

- 2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第4 その他

関税割当申請書の添付書類その他手続に関し必要な事項及び割当ての基準に関する事項については、手続公表によるものとする。

<注1> 本公表において落花生とは、注釈がない限り、生落花生をいう。

<注2> 本公表による割当ては、むきみ換算数量により行うものとし、むきみ換算数量は、殻付き数量に0.75を乗じて得た数量とする。

<注3> 落花生の品種は、粒形等の形態的特性により数種類（バージニア・タイプ、スパニッシュ・タイプ等）に分類される。本公表において「バージニア・タイプ」とは、当該形態的特性により分類された一般的に大粒なバージニア・タイプを、「非バージニア・タイプ」とは、バージニア・タイプ以外のものをいう。